

令和 2 年度持続化給付金不正受給対応等支援事業

調査報告書

令和 5 年 3 月

長島・大野・常松法律事務所

第1 はじめに ―持続化給付金の制度、創設の背景―

持続化給付金制度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える持続化給付金（以下、単に「給付金」ということがある。）を支給する制度である。このような制度の趣旨・目的に鑑みて、持続化給付金制度では、迅速かつ比較的簡易な審査により、給付金を給付することとされた。

しかしながら、このような迅速かつ比較的簡易な審査の制度であるが故に、実際には、給付要件を満たさなかったり、不給付要件に該当したりするにもかかわらず、誤って申請し、給付金を受領した者や、給付金の不正受給（持続化給付金給付規程（以下「給付規程」という。）第7条第5号¹⁾）を行ったことが疑われる者が相当数見受けられた。そのため、中小企業庁が不正な申請・受給の疑いを持っている者（以下「不正受給疑義者」という。）について、事業の実態や受給資格の有無等についての調査を行う必要が生じた。

長島・大野・常松法律事務所（以下「当事務所」という。）は、給付規程第10条第1項第1号に基づき、経済産業省・中小企業庁から、不正受給疑義者に対する給付金の不正受給等に関する実態調査業務等の委託を受け、不正受給等に関する調査を行った²⁾。具体的には、当事務所は、調査の一環として、給付金の受給についての認識を確認する必要があると考えられる給付金受給者（以下「認識確認書対象者」という。）に対して、給付金の給付要件を満たすか否かについての対象者の認識を確認するとともに、給付要件を満たさないにもかかわらず誤って申請し受給した給付金の自主返還を促すことを目的とする書面である認識確認書を送付したり、認識確認書を受領した対象者の対応や回答等に応じて追加の書面を送付したりする業務（以下「認識確認書関連業務」という。）を行った。また、当事務所は、調査の一環として、給付金の不正受給を行った疑いが認められる者（以下「自己申告書対象者」という。）に対して、給付金の不正受給を自認することを内容とする書面である自己申告書を送付し、自己申告書対象者から署名済みの自己申告書を取得する業務を行うとともに、自己申告書を受領した自己申告書対象者の対応や回答等に応じて補正対応などを行う業務（以下「自己申告書関連業務」という。）を行った。

¹⁾ 持続化給付金給付規程には、個人事業者等向けの給付規程、中小法人等向けの給付規程及び主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向けの給付規程の3種類が存在するが、本報告書では、個人事業者等向けの給付規程の条文を引用している。また、各持続化給付金給付規程は、複数回にわたり改訂されているが、本報告書では、令和3年1月15日付けの持続化給付金給付規程を前提としている。

²⁾ なお、当事務所は、家賃支援給付金等の不正受給等の調査は行っていない。

当事務所は、認識確認書関連業務や自己申告書関連業務等の実態調査を行う過程で、様々な困難に直面したが、創意工夫をこらすことで、これらに対応してきた。本報告書は、当事務所が直面した困難とそれを克服するための具体的な対応を簡潔にまとめたものである。

第 2 給付金の不正受給等に関する実態調査委託業務における困難及びそれに対する具体的な対応

1 実態調査の方法等の策定における困難及びそれに対する具体的な対応

(1) 認識確認書関連業務

認識確認書関連業務においては、申請内容、提出書類、第三者から提供された情報等に基づき、持続化給付金の不正受給等を行った可能性がある給付金受給者である認識確認書対象者に対して、認識確認書を送付することにより、認識確認書対象者の現在の認識を確認した。そこで、認識確認書を通じて、認識確認書対象者がどのような認識を持っているかを明確に把握する必要があるところ、多数の認識確認書対象者の認識をいかに的確かつ明確に把握するかという点に困難があった。

認識確認書の形式は様々考えられたが、上述した認識確認書対象者の認識を的確かつ明確に把握するという目的及び認識確認書対象者における記載上の便宜・手間を省くという観点から、認識確認書においては、給付要件を満たすか否かに関する現在の認識という項目において、「給付要件を満たす」と「給付要件を満たさない（誤って持続化給付金を受給した等）」のいずれかをチェックして選択することにより、簡潔かつ明確に認識確認書対象者の現在の認識を把握できるようにした。

これに関して、現在の認識を確認するに当たり、認識確認書対象者が正確な認識を回答することができるように、カバーレターの中に、給付規程のうち関連する規定を参考として記載した。また、認識確認書の送付を受けた認識確認書対象者が不正受給等に該当しているか否かを判断することを容易にするために、カバーレター及び認識確認書において、不正受給に該当する場合の例として、「中小企業・個人事業者等であって、新型コロナウイルスの影響により、事業の売上が前年同月比 50%以上減少していることが主な給付要件です。」等の例示文言を盛りこんだ。これらの対応により、認識確認書対象者において、不正受給等に該当するか否かの判断が容易になったと考えられる。

さらに、認識確認書対象者が認識している事実関係の確認に努めるという観点から、チェック欄に加えて備考欄を設け、認識確認書対象者が中小企業庁に対して申告したい事項等

があれば自由に記載できるようにした。備考欄については、認識確認書対象者において、申請時の詳細な状況を記載しているものもあり、備考欄を設けたことにより、詳細な事実関係の確認ができたと考えられる。

また、認識確認書対象者がどのような認識を持っているかを明確に把握するという点以外にも、昨今、法律事務所を名乗る詐欺事件等が見受けられることもあり、認識確認書対象者において、当事務所が持続化給付金の不正受給等の調査を担当していることが真実であることを信用してもらう必要があった。そのため、認識確認書に添付するカバーレターに、①郵送先として当事務所の事務所名、住所等を明記するだけでなく、②当事務所が中小企業庁からの委託を受けて認識確認書関連業務を実施していることが記載されている経済産業省のウェブページの URL・QR コードを記載することにより、認識確認書対象者が当事務所の存否や真実調査の委託を受けていることについて不信感を抱き、回答してもらえなくなるといった事態を防ぐように努めた。これらの記載は、認識確認書対象者が回答を送付する上で信頼確保の一助となったものと考えられる。

加えて、認識確認書対象者は、日本全国に所在しており、年齢・性別等も幅広いことから、認識確認書の回答方法を適切に設定する必要があった。そこで、認識確認書対象者のアクセシビリティの確保や、回答率の向上の観点から、認識確認書の回答方法について複数の手段を確保することとした。具体的には、①郵送による回答、②FAX による回答、③電子メールでの回答の 3 つの方法について、認識確認書対象者において選択できるようにした。①ないし③のいずれの手段についても利用があり、認識確認書対象者のアクセシビリティの確保及び回答率の向上に資することができたと考えられる。

なお、申請時とは連絡先が変更になっている者も存在することが想定された。そのため、認識確認書に「連絡可能な連絡先」という項目を設け、電話番号、メールアドレス、住所の記入を求め、認識確認書対象者の新たな連絡先の情報確保に努めた。

(2) 自己申告書関連業務

自己申告書関連業務においても、認識確認書関連業務と同様に、自己申告書対象者に自己申告書の趣旨等を十分に理解した上で署名し返送してもらう必要があるところ、いかにしてその目的を達成するかという点に困難があった。

この点について、自己申告書対象者が上記調査の趣旨を十分に理解できるように、自己申告書を送付する際に添付するカバーレターにおいて、給付規程のうち上記調査に関連する規定や自己申告書の趣旨に関する説明を記載した。また、自己申告書対象者が、当事務所に

よる給付金の不正受給等に関する実態調査が真正の調査であると認識することができるように、当事務所が中小企業庁からの委託によって自己申告書の送付等による調査を実施していることが記載された経済産業省のウェブページの URL をカバーレターに記載するなどして、自己申告書対象者が当事務所の存否や真実調査の委託を受けていることについて不信感を抱き、回答してもらえなくなるといった事態を防ぐように努め、自己申告書対象者が安心して自己申告書を返送できるような工夫を行った。

なお、自己申告書対象者の中には、申請時とは連絡先が異なる者も存在することが想定された。そのため、自己申告書に申請時から住所・電話番号が異なる場合の連絡先記載欄を設けることにより、自己申告書対象者の新たな連絡先の情報確保に努めた。

2 趣旨が不明確な回答に係る困難及びそれに対する具体的対応

自己申告書対象者から返送された自己申告書の中には、その趣旨が不明確なものが含まれているという困難があった。

このような困難について、自己申告書対象者本人に架電し、必要に応じて、自己申告書の内容や目的を補足して説明した上で、記載の趣旨を確認するとともに、本人の真意や記載の具体的根拠を確認する、必要に応じ、自己申告書の再提出を促す等の対応を行った。この対応により、自己申告書対象者が不正受給を認めているのかをより正確に把握し、調査の実効性を確保した。

3 多数の対象者に対する業務の処理に関する困難及びそれに対する具体的対応

(1) 認識確認書関連業務

認識確認書関連業務においては、不正受給等を行った可能性がある認識確認書対象者の認識を確認するという目的に鑑みて、多数の認識確認書対象者に対して認識確認書を発送し、その回答を得る必要があった。そのため、多数の認識確認書対象者からの回答及び関連する問合せがなされることが予想された。

そこで、多数の認識確認書対象者からの回答及び関連する問合せに漏れなく対応するために、認識確認書関連業務の専用メールアドレス及び専用電話番号を設定し、回答や関連する問合せを自己申告書関連業務等と区別して対応できるようにした。これにより、多数の認識確認書対象者からの回答及び関連する問合せに漏れなく対応することができたと考えられる。

(2) 自己申告書関連業務

自己申告書関連業務においても、多数の自己申告書対象者に対して自己申告書を発送したことから、多数の自己申告書対象者からの自己申告書の返送及び問合せに対応する必要があった。そのため、多数の自己申告書対象者からの返送や多岐にわたる問合せがなされることが予想された。

そこで、認識確認書関連業務と同様に、多数の自己申告書対象者からの問合せに漏れなく対応するために、自己申告書関連業務の専用メールアドレス及び専用電話番号を設定し、関連する問合せを認識確認書関連業務等と区別して対応できるようにした。これにより、多数の自己申告書対象者からの返送や多岐にわたる問合せに漏れなく対応することができたと考えられる。

4 対象者における給付規程の詳細な内容についての不十分な理解に起因する困難及びそれに対する具体的対応

(1) 認識確認書関連業務

認識確認書対象者が給付規程の内容を十分に理解していないために、必ずしもその趣旨が明確とは言い切れない対応がなされる等の困難があった。これに対して、認識確認書対象者が給付規程の関連規定の内容等を十分に理解することができるように努めた。

具体的には、上記 1 に記載したとおり、カバーレターに給付規程の関連規定を参考として記載する、認識確認書対象者が不正受給等に該当しているか否かを判断することを容易にするために、不正受給に該当する場合の具体的な例示文言を盛り込むなどの対応を行った。

(2) 自己申告書関連業務

自己申告書対象者が給付規程の内容を十分に理解していないために、必ずしもその趣旨が明確とは言い切れない対応がなされる等の困難があった。これに対して、自己申告書対象者が給付規程の関連規定の内容等を十分に理解することができるように努めた。

具体的には、自己申告書を送付する際に添付するカバーレターに給付規程の関連規定を参考として掲載するなど、カバーレターの記載を充実させることにより、自己申告書対象者が自己申告書の意義や内容を理解しやすくなるように工夫した。また、給付規程や自己申告

書の趣旨・意義について、カバーレター等の記載だけでは疑問を抱いていたために回答期限を過ぎても自己申告書の返送がなかった自己申告書対象者や問合せを行ってきた自己申告書対象者には、給付規程の内容や自己申告書の意義・内容を補足して説明するようにした。このような対応を行うことで、自己申告書対象者に給付規程の内容や自己申告書の意義・内容等を十分に理解してもらい、自己申告書の返送につながったと考えられる。

5 不正受給等に関する情報提供に関する困難及びそれに対する具体的対応

認識確認書関連業務及び自己申告書関連業務を行う過程で、当事務所に対し、持続化給付金や家賃支援給付金の不正受給等の疑いに関する情報を提供するために連絡をしてくる事例がしばしば見受けられた（以下、不正受給等に関する情報提供のために連絡をしてきた者を「情報提供者」という。）。このような不正受給等の疑いに関する情報の提供については、情報提供者が最初に当事務所に提供してきた情報のみでは不正受給等の概要が把握できない場合があった。

この点については、提供された情報の中に情報提供者の電話番号などの連絡先が記載されているなど、当事務所から情報提供者に連絡を取ることが可能な場合には、特に情報提供者が直接経験した事柄であるか、それとも、情報提供者が第三者から聞いた事柄や自身が知っている事実から推測した事柄であるかを区別することに留意しつつ、以下の事項についての正確な情報を把握するように努めることで、当該事案の具体的な情報を取得することができた（ただし、この対応は、持続化・家賃支援給付金の不正受給に関する情報提供フォーム（以下「情報提供フォーム」という。）³が開設される前の対応である。情報提供フォームが開設された後は、基本的に、情報提供者に情報提供フォームを案内していた。）。

- ・ 情報提供者がその情報を得た経緯
- ・ 不正受給等の疑義を生じた理由
- ・ 不正受給の疑義が生じた者を特定するための手掛かりとなる事項（不正受給の疑義が生じた者の氏名又は法人名、住所等）

以上のような方法により、不正受給等に関する情報提供を適切に処理したことで、給付金の不正受給等に関する実態調査をより効果的なものにすることができたと考えられる。

6 対象者から当事務所による調査が真正なものかどうか疑念を抱かれたことによる困難及びそれに対する具体的対応

³ <https://www.kyufukin-henkan.go.jp/for/tuho/reg.html>

(1) 認識確認書関連業務

当事務所から認識確認書対象者に対する連絡について、認識確認書対象者が詐欺等の不審な連絡であると疑ったため、当該認識確認書対象者が認識確認書に対する回答に難色を示すなど、調査への協力を得られなかったと思われる事例が少なからず発生するという困難があった。

そこで、次の方法で、認識確認書対象者の不信感を解消することにより、調査への協力を得ることができた。

- ・ 経済産業省のウェブサイトにおいて、不正受給等の調査の概要及び当該不正受給等の調査に係る業務を当事務所が経済産業省・中小企業庁から受託していることが公表されていること、給付規程に基づく調査であること、送付された認識確認書にも当事務所の電話番号等が記載されていることを案内する。
- ・ 当事務所の公式ウェブサイトや日本弁護士連合会が提供する弁護士情報提供サービスにおける検索結果等を確認すれば分かるのとおり、当事務所が実在する法律事務所であること等を説明する。
- ・ 認識確認書に返還先として記載されている「給付金の返還に関する連絡先」（持続化給付金コールセンター（当時））が、経済産業省のウェブサイトでも持続化給付金事務局の連絡先として案内されていることを示して、詐欺等の不審な連絡ではないことを説明する。

(2) 自己申告書関連業務

自己申告書関連業務においても、自己申告書対象者から、そもそも当事務所が実在する法律事務所であることや、当事務所が給付規程に基づき経済産業省・中小企業庁から持続化給付金の不正受給等に関する調査を委託されていることを疑われる場合があり、それによって当事務所からの確認等に対する回答に難色を示すなど、調査への協力を得られない事例が少なからず発生するという困難があった。

この困難に関しては、次のとおり対応することで、自己申告書対象者の不信感を解消することにより、調査への協力を得ることができた。

- ・ 経済産業省のウェブサイトにある持続化給付金の不正受給に関するページに記載されたリンクをクリックすると、本件について当事務所が中小企業庁から依頼を受けていることが記載された公表文を閲覧できること、給付規程に基づく調査であること、自己申告書を送付する際に添付しているカバーレターにも当事務所の電話番号等が記載されていることを案内する。

- ・ 当事務所の公式ウェブサイトや日本弁護士連合会が提供する弁護士情報提供サービスにおける検索結果等を確認すれば分かるとおり、当事務所は実在する法律事務所であること等を説明する。

以 上